

令和 2 年 6 月 19 日現在

機関番号：33919
研究種目：若手研究(B)
研究期間：2017～2019
課題番号：17K13653
研究課題名（和文）フランスにおける保険契約の法的構造 保険者の債務に着目して

研究課題名（英文）Legal Structure of the Insurance Contract in France

研究代表者

松田 真治（Matsuda, Masaharu）

名城大学・法学部・准教授

研究者番号：60759554

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：フランスにおいては、保険契約における保険者の債務を保障債務と支払債務とに区別する学説が有力に主張されている。このような捉え方によれば、保険保護の停止などといった諸規定を説明することができるようになる。このような捉え方は民法学における担保する給付概念をベースとしている。フランス保険法学の文献を読む際には、その筆者が保険者の債務をどのように捉えているかを確認しなければ正確な理解はできない。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、保険者の債務に関して、フランス民法学とフランス保険法学の関係を明らかにしたうえで、議論の実益について一定程度明らかにした点において、日仏保険法学の比較法研究の基盤の構築に寄与しており、その点に学術的意義を有する。また、保険商品開発等でフランスの保険事情を参照するにおいても、上記研究はその基礎となるものであり、社会的意義を有するものと思われる。

研究成果の概要（英文）：In France, about the insurer's obligation in insurance contracts, there is the theory that distinguishes the coverage obligation and the payment obligation. According to this way of understanding, it becomes possible to explain various regulations. This view is based on civil law theory.

When reading a French insurance law literature, it is not possible to get an accurate understanding without knowing how the author views the insurer's obligation.

研究分野：民法学

キーワード：フランス法 保険契約

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

(1) フランス保険法学の総論的内容研究の欠如

保険法学においては、フランス法はドイツ法ほど十分に検討が行われてきたわけではなく、また、フランス保険法学に関する我が国の研究は各論的内容（契約締結時の告知義務、故意による保険事故招致、保険事故の不実申告など）を中心になされ、研究開始当初では、総論的内容、すなわち、保険契約そのものの捉え方についての研究がほとんどなされていなかった。法学研究においては、外国法との比較法研究が盛んに用いられているが、総論的内容の研究がなければ、日仏保険法学の比較法研究の可能性および限界を知ることができない。

(2) 民法学と保険法学の架け橋

我が国の民法学も同様に、比較法研究が盛んに行われている。保険法が保険契約を対象とする以上、契約法分野の成果は、保険法分野にも反映されるべきである。しかし、フランス法を比較法研究の対象として構築された民法学説を保険法学に反映させるためには、その理論的背景であるフランス法の理解が前提となるのではないかと。さらに言えば、フランス民法学とフランス保険法学の関係もまた考察されなければ、我が国の民法学と保険法学の間の溝が埋まらないのではないかと。

2. 研究の目的

本研究は、1で示した問題意識をもって、フランスにおける保険契約の法的構造論を分析することで、日仏保険法学の比較法研究の基盤を構築することを目的とするものである。具体的には、フランスにおける保険契約の定義や保険者の債務内容の解明を行う。

3. 研究の方法

フランスにおける保険契約の法的構造を解明するために、本研究では、主にフランスの文献を講読することにより、以下の点を解明することを試みた。①保険契約の定義に関する学説状況の解明、②民法学説と保険法学説の関連性を見出すことによる学説の系譜の解明、③保険者の負担する債務を承認する理論的根拠の解明、④総論的内容に関する学説の相違が各論的諸問題に与える影響の解明、である。

4. 研究成果

(1) 保険契約の定義に関する学説状況

まず、フランス保険法典には、保険契約の定義に関する条文規定は存在しない。伝統的には、保険は、「保険契約という一方当事者が、保険料という報酬と引替えに、リスクが実現した場合には、保険者という他方当事者による給付を約させる取引」(Morice Picard et André Besson)と定義されている。一見すると、保険契約者の保険料支払債務と保険者の保険金支払債務が対になっているようであるが、Picard et Bessonは、双務契約性について述べる文脈で、保険者の債務をリスクから保護することと捉えている。

近時、Luc Mayauxが新たな定義を示した。すなわち、「保険者と呼ばれる契約当事者の一方が、保険契約者あるいは保険の購入者と呼ばれる他方当事者に対して、保険料の支払の見返りとして、あるリスクが実現した場合に、被保険者あるいは第三者に対して給付を提供することによって当該リスクをカバーすることを約する合意」というものである。この定義は、保険事故発生時の保険金支払よりもむしろ、保障がなされている状態に重点を置いている。

この両定義については、しばしば対比されるが、Jean Bigotは、前者は条件付給付に着目したものであり、後者とは一線を画するものであると評価している。先述したように、Picard et Bessonもリスクからの保護について言及していたから（この点は、Bigotも認める。）、条件付給付にのみ着目していたとは言い切れないように思うが、保障の要素と支払の要素を意識的に区別するか否かという点においては、Picard et Bessonの見解とMayauxの見解にはやはり隔たりがあるといえよう。

[参考文献] 松田真治「フランスにおける保険契約の法的構造—日仏比較法研究の基盤—」保険学雑誌 638号（2017年）52-56頁参照。

(2) 民法学説と保険法学説の関連性・保険者の負担する債務を承認する理論的根拠

Mayauxは、保険者の債務を保障債務 (obligation de couverture) と支払債務 (obligation de règlement) に区別する。前者は保険契約の効力が生じ次第発生し、後者は保険事故発生時の金銭支払債務である。

このような捉え方は、保証人の義務を保証 (couverture) と支払 (règlement) に区別して分析したChristian Moulyの見解をベースにしたものである。もともと、Moulyの議論は、保証に関するものである。他方、我が国では、於保不二雄が「担保する給付」概念を提唱し、そこでは保証だけでなく、保険契約をも意識されていた（ここでいう担保給付の本体は、担保状態にあるとされる。）。金山直樹は、保証の場面に限定されたMoulyの議論に広い射程を与える意図で、この於保の「担保する給付 (obligation de garantir)」という一般性・汎用性を備えた概念をフランスに輸出した。

Mayauxによる保険者の債務の二元論に一番影響を与えていることは、参考文献の表示等から

明らかであるが、金山論文との関係は明らかでない。金山論文が保証の分野で展開された Mouly 理論をより一般化することによって、Mayaux が保険の分野で Mouly 理論を展開することの手助けになっているという評価は可能である。他方で、支払要素を潜在的に包含しているとされる「担保する給付」と Mayaux の債務二元論との関係は、はっきりしない。

もっとも、このような捉え方（というよりも担保給付論）に対しては批判も根強い。主な批判は、保障債務の自律性を認めることができないという点である。たとえば、Fabrice Leduc は、保障債務の履行が支払債務の目的である給付の提供によってなされるのであれば、保障債務には固有の目的がなく、自律性を有しないと指摘している。

〔参考文献〕松田・前掲 47-52、56-65 頁参照。

(3) 総論的内容に関する学説の相違が各論的諸問題に与える影響

保障債務と支払債務というように保険者の債務を二元的に捉えることによって何がかわるか。Mayaux の見解によれば以下のような影響がある。まず、保障債務は保険者免責に関する定めである L. 113-1 条に、支払債務は保険者の給付時期に関する L. 113-5 条に少なくとも黙示的には表れているという。また、保険契約が解約される場合に保障期間外に属する保険料の返還義務を定めた規定を正当化するには、保険者の保障債務を観念する必要がある。他にも、保険料不払の場合の保障停止を正当化することにも役立つ。要するに、保障債務の存在を前提として認めないと、説明できない規定があるということである。

Mayaux は、近時のフランス債務法改正に関する論文「保険契約における対価」の中で、保険契約の対価的均衡について検討している。そこでは、保険契約者の保険料支払債務と保険者の保障債務の均衡が問題とされている。そこで具体的に検討されている条文は、次の 3 つである。第 1 に、有償契約における対価の名目性・僅少性を問題とする民法典 1169 条である。保険契約も有償契約であるから、本条が適用されるが、本条のサンクションが契約の無効であるから、保険における本条の有用性は限定的であることが示される。第 2 に、本質的債務からその実質を奪う条項を書かれなかったものとみなす民法典 1170 条である。保険契約もその適用対象となるわけであるが、本条は、とりわけ、保険法典 L. 113-1 条の約款免責規制を補完する役割を果たしていることが示される（この問題背景には、ある事由を免責事由として定めれば同条の規制対象となるが、たとえば、支払事由に様々な条件を付け加えることによって担保範囲を縮小するような場合には、免責事由ではないので、同条の規制が及ばないというフランス保険法特殊の事情が存在するように思われる。）。第 3 に、給付の品質が契約によって確定的でない場合に、債務者に対し、当事者の正当な期待に適合する品質の給付を義務付ける民法典 1166 条である。前 2 条とはやや毛色が異なるが、旧法が種類物を対象としていたにもかかわらず、本条がそのような限定をしていない書きぶりになっていることから、拡張的に解釈して、保険に関しても、当事者の正当な期待に適合する品質の給付を義務付けることができるかという問題意識が示される。最終的には、法的安全性を害することから、これに否定的な立場を採るようである。この論文では、保険契約者の保険料支払債務と保険者の保障債務との均衡が問題視され、とりわけ、保障債務が実質的に少ない範囲のものであって不均衡となっている場合の処理という問題を扱っている者である。このような問題は、保険者の債務として、保障債務を認めれば理解しやすいが、保障債務の自律性を許容しない場合には説明しがたいものである。その意味で、この議論は、特定の債務観をベースにした議論ともいえる。もっとも、先に述べたような免責事由規制逃れの問題は、債務観とは別に実際生じている問題である。

また、保険契約の射倂契約性に関しても、保障債務を観念する見解とそうでない見解では、捉え方が異なってくる。この点、射倂契約の一つとして保険契約を列挙した民法典 1964 条が削除され、実定契約と射倂契約の定義規定が整理されたものの、Mayaux は、保険契約が新条文（1108 条）の下では、保険契約は実定的かつ射倂的な契約になると批判的に指摘する。

〔参考文献〕松田・前掲 57-65 頁、松田真治「Mayaux の『保険契約における対価』に関する覚書」名城法学 69 巻 4 号（2020 年）109-128 頁参照。

(4) 日本法への示唆と今後の課題

本研究の目的は、保険法学における日仏比較法研究の基盤を形成することであるところ、今後、日本法への示唆を検討するに当たっては、少なくとも以下の点に留意する必要があることを示しておきたい。

第 1 に、形式的には、保険契約の定義の有無が法令上存在するか否かという違いがある。すなわち、日本の保険法は、「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約にあっては、金銭の支払に限る。以下「保険給付」という。）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。以下同じ。）を支払うことを約する契約をいう。」（保険法 2 条 1 号）と定めているのに対し、フランス保険法典にはそのような定めがない。それゆえ、フランス保険法学においてなされている学説上の定義が日本法の条文の文言下でどれだけ参考にできるかという問題が生じることになる。また、両国（とくに日本）において、担保状態（保障状態）を給付と位置付けることが一般的に

許容されているとまではいえない状況にあることについても留意しなければならない。

第2に、フランスにおいては、保障債務を承認することによって、保険法典の諸規定の説明が可能になったり、ある問題の分析の際に役に立ったりといった利益があるところ、我が国においてはどうかといった点は当然考察されなければならない。例えば、免責条項規制関係の論点に関しては、そもそも日本法には、フランスのような免責条項規制が存在しないので、その点に留意して研究しなければならない。また、同様の規定があったとしても、従来の説明で足りるところをあえて保険者の保障債務の観点から正当化する必要があるかといった点も検討する必要があるかもしれない（この点は、保障債務という観点からの統一的な説明が可能となるといった整理も可能ではある。）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 松田真治	4. 巻 638号
2. 論文標題 フランスにおける保険契約の法的構造 - 日仏比較法研究の基盤 -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 保険学雑誌	6. 最初と最後の頁 45-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松田真治	4. 巻 69巻4号
2. 論文標題 Mayauxの「保険契約における対価」に関する覚書	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 名城法学	6. 最初と最後の頁 109-128
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松田真治
2. 発表標題 フランスにおける巨大災害に関する保険について
3. 学会等名 日本保険学会全国大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松田真治
2. 発表標題 フランス債務法改正と保険契約の法的性質論
3. 学会等名 日本保険学会関東部会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松田真治
2. 発表標題 フランスにおける保険契約の定義問題
3. 学会等名 日本保険学会全国大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----